

「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを放置することがないよう、県民総がかりでいじめの問題に對峙するため、兵庫県におけるいじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応をいう。）の基本的な方針等を示す基本方針を策定。

主要内容：基本理念、基本的な考え方、兵庫県の施策、学校の取組、重大事態への対処

参 考：県教育委員会ホームページ <https://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/>



【いじめの問題の克服に向けた基本的な方向】

- 学校・家庭・地域が連携協力していじめの問題の克服に向けた取組を進めます。
 - (1) 自分で判断し行動できる人間に児童生徒を育てる。 ～個の成長～
 - (2) 児童生徒同士の心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする。 ～豊かな人間関係～
 - (3) いじめの問題に組織的に取り組む。 ～組織的な取組～
 - (4) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める。 ～いじめの問題への理解～

◆学校の主な取組

1 いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置

- (1) 学校いじめ防止基本方針
 - 未然防止、早期発見・早期対応について具体的な実施計画・実施体制等を策定、学校評価項目に位置づけた取組状況の点検評価と必要に応じた見直し、家庭・地域への公開と理解
- (2) いじめ対応チーム等校内組織 ※組織的な対応が重要
 - 管理職・教職員、カウンセラー等で構成
 - 年間計画の作成・実施、校内相談窓口の整備・周知、いじめの認知、情報収集と記録、校内研修等の企画、いじめへの迅速な対応、対策の検証・改善 等
- (3) 学校評価・教員評価の改善
 - 児童生徒や地域の状況を踏まえた目標づくり
 - 組織的対応の取組を評価

2 未然防止

- (1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成
 - 児童生徒一人一人の内面理解に基づき、全ての児童生徒が参加、活躍できる授業づくり
 - 生命尊重や規範意識を育む道徳教育、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、人間関係を築く特別活動、他者、社会、自然と関わりを深める体験活動等
- (2) いじめに対する正しい理解
 - 児童生徒一人一人が他者を自分と同じように尊重する心やいじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成
- (3) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
 - 集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係づくり
- (4) 児童生徒や学級の状況の把握
 - 児童生徒と同じ目線で考え、場を共有する中で、変化が見られる場合の早期のかかわり
- (5) 校内研修の充実
 - いじめ対応マニュアルや学校いじめ防止基本方針を活用した校内研修や事例研究等による教職員のいじめの認知や対応能力の向上

3 早期発見

- (1) 教職員の対応能力の向上
 - 人権感覚を磨き、児童生徒を守る姿勢やカウンセリングマインドの向上
- (2) 日常的な実態把握
 - 教職員による日常的な観察、定期的なアンケート調査等による情報収集・記録
- (3) 相談しやすい環境づくり
 - いじめを受けている児童生徒や周囲の児童生徒が訴えやすい教職員の姿勢や体制づくり

4 早期対応

- (1) いじめへの組織的対応
 - 正確な実態把握、連携協力による指導
 - 児童生徒に深くかわり、人間的成長につながる指導
- (2) いじめを受けている児童生徒及び保護者への支援
 - 児童生徒を守り、心配や不安を取り除くかわり
- (3) いじめを行っている児童生徒への指導及び保護者への助言
 - 児童生徒の成長につながる、いじめに対する毅然とした指導、保護者との面談
- (4) 周囲の児童生徒への指導
 - 傍観者から仲裁者への転換を促す指導
- (5) 教育委員会との連携
 - 迅速な報告、相談など連携強化
 - スクールカウンセラー・スーパーバイザー、学校問題サポートチーム、高等学校問題解決サポートチーム等の支援要請

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- 情報モラル教育の充実と教職員の指導力向上
- 児童生徒が自分たちで考え実行するいじめ防止の活動やスマートフォン・携帯電話の使用等のルールづくり
- 警察、法務局等の専門機関と連携した指導や対応
- 保護者に対する、インターネット利用に伴う危険性、健全な判断能力育成を図る責務等の周知

6 家庭や地域との連携

- (1) 家庭や地域への啓発
 - 学校等で決めたルールについて保護者会等で意見交換する場を設定
 - 家庭や地域の気づきと教職員の気づきが互いに共有できる日常的な相談の仕組みづくり
- (2) 家庭や地域からの協力
 - 地域団体との地域ネットワークづくりや見守り活動

7 関係機関との連携

- 定期的に学校警察連絡協議会等を開催、犯罪行為の早期の相談・通報
- 家庭の要因等の支援に向けこども家庭センター等と連携
- 相談窓口の周知とともに、必要に応じて医療機関等と連携

◆重大事態への対処

- 重大事態が起こった場合、学校の設置者（県立学校にあっては県教育委員会）と学校が、しっかりと事実に向き合うことで、「重大事態」に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又は学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施